

『国立国会図書館七十年記念館史 デジタル時代の国立国会図書館 1998-2018』

正誤表

	誤	正
折込口絵	(右下リサーチ・ナビの黄色い帯が平成 30 (2018 年) 始めて終わっている)	(右下リサーチ・ナビの黄色い帯は平成 30 (2018 年) 終わりまで続く)
p.18	平成 21 (2009) 年 5 月には国立国会図書館単独で第 1 回から第 92 回までの帝国議会の	平成 22 (2010) 年 6 月には国立国会図書館単独で第 1 回から第 92 回までの帝国議会の
p.22	憲政資料文書の受入点数 (次頁)	
p.56	平成 21 (2009) 年 4 月までの間に順次データを追加し	平成 22 (2010) 年 6 月までの間に順次データを追加し
p.98	「第 2 期マイクロ化計画」	「第 2 期所蔵資料マイクロ化計画—平成 18 年度から 20 年度—」
p.139	海外の図書館等への図書館送信及び送信資料の送信対象図書館内での複写が可能となった。	海外の図書館等への図書館送信が可能となった。
p.158	「当館作成データベースの提供方針」	「国立国会図書館作成データベースの提供」
p.164	「関西館開館後に実施する利用者サービスについて」	「関西館開館後実施する利用者サービスについて」
p.172	さらに、平成 16 (2004) 年、東京本館新装開館に伴う来館サービスの大きな改編に合わせて、満 18 歳未満の人に対しても、国立国会図書館資料利用規則に「満十八歳未満の者であっても、館長が特に認めた場合は、資料を利用することができる」(第 3 条但し書き)と規定した。これを受け、翌年、学校のレポート作成等の調査研究のため国立国会図書館にしかない資料を利用する必要があると認められる場合には、事前に資料利用申請書を提出し承認を受けることで国立国会図書館を利用することができるとする事務処理要領を定めた。	さらに、平成 16 (2004) 年の東京本館新装開館に伴う来館サービスの大きな改編に合わせて、満 18 歳未満の人に対して、国立国会図書館資料利用規則に規定された「満十八歳未満の者であっても、館長が特に認めた場合は、資料を利用することができる」(第 3 条但し書き)についての実施の詳細を規定するため、平成 17 (2005) 年、学校のレポート作成等の調査研究のため国立国会図書館にしかない資料を利用する必要があると認められる場合には、事前に資料利用申請書を提出し承認を受けることで国立国会図書館を利用することができるとする事務処理要領を定めた。
p.182	平成 8 (1996) 年には館内混雑緩和のため入館制限を実施	平成 7 (1995) 年には館内混雑緩和のため入館制限を実施
p.279	オランダ王立図書館 H21-25	オランダ王立図書館 H17-25

(誤)

